# 平成27年度第7回八頭町農業委員会 議事録

- 1. 招集年月日 平成27年10月9日(金) 午後1時30分
- 2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室
- 3. 出席委員 会長
   23番 藪田 幸雄

   会長職務代理者 24番 田中喜一郎

委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明

3番 多内 茂 4番 横山 和男

5番 岡本 達眞 6番 勝原貴美恵

25番 田中 洋司

7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫

12番 木下祐一郎 13番 山﨑 儀章

14番 岩見 正明 15番 古井 淳二

 16番
 田中
 正則
 18番
 谷口與理幸

 19番
 木原君太郎
 20番
 有岡
 正裕

21番 安藤 博子 22番 澤田 俊雄

- 4. 欠席委員 2名 11番 橋本金次郎 17番 鎌谷 一也
- 5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名 14番 岩見 正明 15番 古井 淳二
  - 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について

農地法第18条第6項の規定による通知書について

公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ

いて

- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議案第4号 非農地証明について
- 第7 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について
- 第9 議案第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更について
- 第10 その他

#### 農業委員会事務局職員

事務局長 小林俊一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は、2名です。

出席者数21名です。定足数に達していますので、平成27年度第7回八頭町農業委員会を始めたいと思います。

議長 (会長)

(あいさつ)

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番岩見正明委員、15番古井淳二委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが、私からはありません。 委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。今月は2件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は5件です。 双方合意による解約のため問題なしということで受理しました

報告3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長 (会長)

この件につきまして質問意見はありますでしょうか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

続きまして、日程第3議案第1号農地法第3条の規定による許可申 請につきまして審議を行います。

議案第1号受付番号13-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請審議の件 受付番号13-1について説明します。

土地の所在 皆原地内 1 筆 台帳地目 畑、現況地目 畑、面積 16 ㎡ です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、この農地は農道が作られた際に残った農地であり、隣地を耕作されている譲受人に売買されるということで、今回の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は保有されていませんが、親戚等から貸借されて耕作されていますし、農作業従事者数、通作についても可能であり問題ないと考えます。

保有している農地はすべて適切に耕作されており、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

次に農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に 記載された本人、及び親類等の農作業従事日数及び本人からの聴取も 行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の 下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及 び農地基本台帳で確認した結果、46アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農業生産法人要件)同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)については、審査対象外です。

議長 (会長)

この件につきましては、1番 竹内委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

竹内委員

譲受人は皆原出身の方です。約20年前から譲渡の話をされており 今回申請されたものです。問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

続きまして、受付番号14-2について事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号14-2について説明します。

土地の所在地 山田地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 1,181 ㎡です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作していますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載 された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人からの聴取も 行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、179アールとなり、問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稲を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農業生産法人要件)同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)については、審査対象外です。

議長 (会長)

この件につきましては、24番田中喜一郎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

田中委員

10月2日に双方に面会しました。きちんと耕作されていますので、問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を 終わります。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第2号 受付番号4-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号4-1について説明します。

土地の所在地 橋本地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 104 ㎡。農家レストランのガーデンを目的とする転用です。

場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。 土地利用計画図は6ページに付けています。

この農地は今年4月の委員会で墓地に転用するとのことで5条申請が提出された土地ですが、その後、許可取消願いが県に提出され承認されています。今回、その土地を隣地に新築する農家レストラン・ガーデンの一部として利用するために植栽をしたいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、 小集団の生産性の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠は代 替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は預金通帳のコピーにより確認 しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を 必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、 処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振除 外等の協議は終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地 を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、 土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、 許可しないことになっていますが、雨水排水は既設の水路を使用する ため、周辺の農地に影響はないと思われます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 (会長)

この件につきましては、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますのでお願いします。

安藤委員

10月5日に譲受人に面会をしました。墓地は移転しないことになったので、隣接する製造直売施設と農家レストランのガーデンとして利用していきたいとのことです。譲受人は集落説明会も開催されており、問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審 議を終わります。

議長 (会長)

続きまして、日程第5 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。議案第3号 受付番号6-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。

農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号6-1について説明します。

受付番号 6-1 土地の所在地 郡家地内 1 筆。台帳地目 田、現況地目 田 面積 365 ㎡の内 204.92 ㎡。

駐車場を転用目的とした使用貸借権設定です。

場所は、議案書8~10ページに図面を付けています。土地利用計

画図は11ページに付けています。

理由につきましては、申請人は建具製造業を営んでおり、事業用車両の駐車場として利用したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅より北西に約100mのところに位置する、第3種農地に該当します。第3種農地は原則許可できます。

資力及び信用についてですが、資力は預金通帳のコピーにより確認 しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地 を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、 土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、 許可しないことになっていますが、雨水排水は自然流下であり既設の 水路を使用するため、周辺の農地に影響はないと思われますし、隣接 する土地の所有者の同意も得ています。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

### 議長 (会長)

この件につきましては、4番 横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

### 横山委員

10月1日に譲渡人に電話確認と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親類関係にあるとのことでした。農地の一部に植栽してありますが、その部分を除いた農地を駐車場にされるとのことです。周辺の農地に影響はなく、問題ないと考えます。

### 議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

#### 委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、受付番号6-1について申請どおり決定いたします。

続きまして、受付番号7-2について説明をお願いします。

事務局

受付番号7-2について説明します。

土地の所在地 橋本地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面 積 1,252 ㎡。

現場事務所、駐車場、資材置場、残土置場への一時転用です。

場所は、議案書12、13ページに図面を付けていますが、農家レストラン新設場所から南へ約80mの農地になります。土地利用計画図は14ページに付けています。理由につきましては、製造直売施設と農家レストラン・ガーデンを新設するにあたり、工事用の現場事務所、駐車場、資材置場、残土置場として利用したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、 生産性の高い農地、第1種農地に該当します。許可根拠は、一時的な 利用に供するためのものであり、農振計画に支障を及ぼさないです。

資力及び信用についてですが、事業費は製造直売施設等の建設工事費に含まれ、当該施設用地の転用申請の際に確認済みです。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は 許可できないことになっていますが、土地改良区の同意もあり該当し ないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可認可等の処分を 必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと、また、 処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、農振の 協議終了しており問題ないと考えます。

申請に係る農地を一体として申請に係る事業の目的に供する土地 を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、 土地利用計画図からこの場合は該当しないと考えます。 申請に係る農地の面積が、申請の目的からみて適当と認められない場合は、許可しないこととなっていますが、土地利用計画図から必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼす恐れがある場合には、 許可しないことになっていますが、雨水排水は自然流下であり既設の 水路を使用するため、周辺の農地に影響はないと思われます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 (会長)

この件につきましては、21番安藤委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

安藤委員

農家レストラン・ガーデンの工事は9月から始まっています。元々、 この農地は申請人が貸借して畑として耕作されていた農地ですし、周 辺農地にも影響はなく問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、受付番号7-2について申請どおり決定いたします。以上で議案第3号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程第6 議案第4号 非農地証明について審議を行います。議案第4号 受付番号6-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 非農地証明について

農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号6-1について説明します。

土地の所在地 明辺地内1筆。登記地目 畑 現況地目 原野 面積221 ㎡。

場所につきましては、議案書の16~18ページに図面を付けてい

ます。

理由につきましては、平成元年月日不詳より耕作しておらず、現在 は原野となっています。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放 棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。

現地確認を、勝原委員、写真判定を田中正則委員、橋本委員にお願 いしました。

議長 (会長)

この件につきましては、事前調査を勝原委員にお願いしていますの で、報告をいたします。

勝原委員

私が現地確認を行った後、田中正則委員、橋本委員と写真を見て検 討しました。茅や木が生茂っており、原野化しており農地へ戻すのは 困難だと思います。非農地で問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、受付番号6-1について申請どおり決定 してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号7-2について説明をお願いします。

事務局

受付番号7-2について説明します。

土地の所在地 市場地内1筆 登記地目 田 現況地目 宅地 面積 128 ㎡。

場所につきましては、議案書の16、19、20ページに図面を付 けています。理由につきましては、平成元年月日不詳には既に車庫兼 物置が建築されており、利用していたとのことです。その後、約10 年前に改修し現在も車庫兼物置として利用しているとのことです。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、転用の事実行 為から既に20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと 考えます。

現地確認を、勝原委員、田中正則委員、橋本委員にお願いしました。

議長(会長)│ この件につきましては、事前調査を橋本委員にお願いしていました

が欠席ですので、田中正則委員に報告をお願いします。

田中委員

10月5日に現地確認をしました。車庫倉庫が建っており、農地として利用するのは困難だと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、受付番号7-2について申請どおり決定 してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号8-3について説明をお願いします。

事務局

受付番号8-3について説明します。

土地の所在地 大門地内3筆、郡家殿地内2筆

登記地目 大門の農地は畑、郡家殿の農地は田 現況地目 すべて 原野 面積合計 1,563 ㎡

場所につきましては、議案書の $21\sim23$ ページに図面を付けています。

理由につきましては、昭和63年月日不詳より耕作しておらず、現在は原野となっています。

この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。

現地確認を、宮本委員、写真判定を岡本委員、横山委員にお願いしました。

議長 (会長)

この件につきましては、事前調査を宮本委員にお願いしていますの で、報告をいたします。

宮本委員

10月2日に事務局と現地確認を行いました。いずれも山裾の農地であり、作物を作れる状況ではなく、現在は原野となっています。非農地で問題ないと考えます。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長(会長) 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょう か。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、受付番号8-3について申請どおり決定い たします。

続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画案の決定 について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農用地利用集積計画案の決定について

八頭町長から平成27年9月28日付けで、農用地利用集積計画の決 定を求められています。

議案書の24~26ページをご覧ください。

今月は新規4件、更新6件、新規中間管理事業1件です。面積は、 田 16,794 m² 畑 3,205 m² 合計 19,999 m²、中間管理事業 田 415 m² です。

11 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしています。

議長 (会長)

受付番号 195-1 から 205-11 について審議を行います。事前調査を 行い、報告が必要な方はお願いたします。

委員一同

(報告なし)

議長 (会長)

質問・意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、受付番号 195-1 から 205-11 について申請 どおり決定します。

以上で議案第5号 農用地利用集積計画の決定についての審議を 終了いたします。

続きまして、日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案につい て、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号農用地利用配分計画案について。

八頭町長より平成27年9月28日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号65-1について説明します。

先ほどの議案第5号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地415㎡を借受け希望のありました農業生産法人へ配分するものです。

議長(会長)

この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、案どおり承認いたします。

以上で日程第8 議案第6号 農用地利用配分計画案について審 議を終了いたします。

続きまして日程第9 議案第7号地籍調査に伴う農地の地目変更について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号地籍調査事業に伴う農地の地目変更について。

地籍調査課が現在地籍調査を行っています。その結果現況に合わせて所有者の合意に基づき職権で地目変更を行います。農地ということで農業委員会へ通知し、意見を求めるということです。

この件は毎回件数が多く、以前より事務局から地籍調査課へ確認させていただいています。

今回の農地からの地目変更ですが、郡家地域の明辺地区、市場地区、 船岡地域の志子部地区、八東地域の柿原地区の各一部が対象です。

山林への変更が 141 件 58,777.42 ㎡、原野への変更が 130 件 36,268.05 ㎡、道路への変更が 217 件 31,714.13 ㎡、畑への変更が 94 件 37,030.02 ㎡、田への変更が 6 件 2,395.3 ㎡ 河川への変更が 27 件 2,245.87 ㎡、宅地への変更が 76 件 16,361.23 ㎡、堤への変更が 28 件 5,063.95 ㎡、雑種地への変更が 16 件 942.36 ㎡、墓地への変更が 14 件 2,995 ㎡、用悪水路への変更が 29 件 3,152 ㎡、公園への変更が 8 件 3,668.36 ㎡。

合計 200,613.79 ㎡でした。

83ページの市場地内2筆については、所有者が農地として管理して

いくとの確認がとれておりますので、その旨地籍調査課へ回答をしたいと思いますが、その他の農地については地目変更を行っても問題無いと思われますので、問題なしで回答したいと思います。

議長 (会長)

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長 (会長)

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

(異議なし)

議長 (会長)

異議なしということで、申請どおり決定いたします。

以上で日程第9 議案 第7号 地籍調査事業に伴う農地の地目 変更について審議を終了いたします。

続きまして、日程第10 その他について事務局よりお願いします。

- ●利用意向調査について
- ●建議書について
- ●農地パトロールについて
- ●平成28年度視察研修について
- ●農業委員会法改正について
- ●次回 委員会は、11月10日(火)午後1時30分から船岡庁 舎 会議室で行います。

以上です。

議長 (会長)

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

(なし)

議長 (会長)

無いようですので、以上で第7回農業委員会を終了します。 終了(14時50分)